

裾野市生涯学習まちづくり出前講座～裾野市の財政状況～

令和3年9月4日

10:00～12:00

1、はじめに

そもそも市の財政とは？

税金や公共施設等の使用料、国や県からの補助金・交付金、銀行等からの借入金(市債)などの収入を、どんな目的(福祉、土木、教育など)に使うかを決めるのを「財政」という。

予算とは？

1年間の入ってくるお金(歳入)を計算し、どのような仕事にいくらお金を使うか(歳出)を決めている。このお金の計画を見積りしたものを「予算」という。その予算をどのように使ったのかを明らかにしたものを作成する。

予算は誰が決めるか？

福祉・教育・ごみ処理・道路整備など市役所の仕事は多岐にわたる。市民により良い生活を送つて頂くために何をしたら良いか、そしてそのために必要なお金の確保と使い道を市役所のさまざまな部署で検討する。その検討結果に市長の総合的な判断を加えて、市長が予算の案を作成する。

出来上がった予算案は市議会に提案され、選挙によって選ばれた市議会議員が内容を審査する。そして市議会の議決を受けてはじめて予算が決まる。

予算は、「市長」が提案し「市議会議員」が決めるもの

予算の内容と編成における法的根拠は以下の通り。

当初予算【自治法第211条】(予算の調製及び議決)

『普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、～中略～その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するにしなければならない。』

⇒一會計年度を通じて定められる基本的な予算で、年度開始前の3月に議会の議決を経て定められる。

補正予算【自治法第218条】(補正予算、暫定予算等)

『普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。』

⇒年度途中における災害の発生や法改正などに対応するため、当初予算を増額または減額する予算で、年4回開催される市議会の定例会や、緊急の場合には臨時議会に提出され、議決を経て定められる。

2、予算と会計の仕組みについて

国民健康保険税・介護保険料・水道料など特定の収入がある事業については、お金の出し入れをわかりやすくするために、お財布を分けて管理する必要がある。このお財布のことを「会計」といい、福祉・教育・道路整備など市民の生活に広くかかわる会計を「一般会計」、目的によってお財布を分けてつくる会計を「特別会計」と呼ぶ。

裾野市では、一般会計のほか、裾野市特別会計条例に基づき国民健康保険特別会計・後期高齢者医療事業特別会計・介護保険特別会計・土地取得特別会計・墓地事業特別会計・企業版ふるさと納税地方創生特別会計がある。また、特別会計でも独立採算制をとる、水道事業会計・簡易水道事業会計・下水道事業会計などの公営企業会計がある。

(単位:千円)

年 度 会 計 别	令和3年度 A	令和2年度 B	増減額 A-B	増減率 %	備 考
一 般 会 計	19,814,000	21,160,000	△ 1,346,000	△ 6.4	
特 別 会 計	8,935,400	8,532,200	403,200	4.7	
国 民 健 康 保 険	4,634,000	4,470,000	164,000	3.7	
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	603,000	585,000	18,000	3.1	
介 護 保 険	3,670,000	3,430,000	240,000	7.0	
土 地 取 得	500	500	0	0.0	
墓 地 事 業	27,900	46,700	△ 18,800	△ 40.3	
事 業 会 計	2,614,800	3,057,927	△ 443,127	△ 14.5	事業会計は、収益的支出額と資本的支出額の合計額を記載
水 道 事 業	1,157,000	1,447,000	△ 290,000	△ 20.0	
下 水 道 事 業	1,385,313	1,535,983	△ 150,670	△ 9.8	
簡 易 水 道 事 業	72,487	74,944	△ 2,457	△ 3.3	
合 計	31,364,200	32,750,127	△ 1,385,927	△ 4.2	

会計の法的根拠は以下の通り。

○一般会計 【自治法第209条】(会計の区分)

『普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。』

⇒市の行政運営の基本的な経費を計上した会計。市税、国や県からの補助金、手数料などの収入や、市で実施する仕事に必要な支出といったお金の処理をまとめて行うために設けられた会計で、市のお金の流れの中心となっている。

○特別会計 【自治法第209条】(会計の区分)

『2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。』

⇒保険料や使用料などの収入で運営していく事業について、特定の事業にかかるお金の流れをわかりやすくするため、一般会計とは別の会計を設けることができる。これを特別会計という。

特別会計は国の法令で設置が義務付けられているものの他、各団体が条例で設置するものがある。

○公営企業会計

使用料など、その事業における収入で、その事業の経費をまかなうこととして設置される独立採算を原則とする企業色の強い事業会計。(受益者負担の原則)

各会計には、予算があり、1年間の入ってくるお金(歳入)を計算し、どのような仕事にいくらお金を使うか(歳出)を決めている。

○歳 入

主なものとしては、市税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、借入金(市債)、使用料などがある。

歳入予算【自治法第216条】(歳入歳出予算の区分)

『歳入歳出予算は、歳入にあっては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、～～』

⇒4月1日から翌年3月31日の1年間を会計年度というが、この会計年度におけるすべての収入のこと。性質によって、款・項に区別されている。

第 1 表 岁 入 岁 出 予 算		
(単位:千円)		
歳 入	款	項
1 市 稅		
		9,072,000
	1 市 民 稅	3,553,300
	2 固 定 資 産 稅	4,624,300
	3 軽 自 動 車 稅	157,100
	4 市 た ば こ 稅	331,700
2 地 方 譲 与 税	6 都 市 計 画 税	405,600
		197,787
	1 地 方 振 発 油 譲 与 税	53,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	129,100
3 利 子 割 交 付 金	3 森 林 環 境 譲 与 税	15,687
		7,000
	1 利 子 割 交 付 金	7,000
4 配 当 割 交 付 金		35,200
	1 配 当 割 交 付 金	35,200
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		23,800
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23,800
6 法 人 事 業 税 交 付 金		95,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	95,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		979,200
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	979,200

○歳 出

歳出は、使い道や目的によって区分けされている。

歳出予算【自治法第216条】(歳入歳出予算の区分)

『歳入歳出予算は、～中略～ 岁出にあっては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。』

⇒4月1日から翌年3月31日の1年間を会計年度というが、この会計年度におけるすべての支出のこと。目的によって、款・項に区別されている。

経費の行政目的に着目した「目的別歳出」と、経費の経済的性質に着目した「性質別歳出」に分類される。

(1)目的別経費について

議会費、総務費、民生費、衛生費、農林費、土木費、教育費、公債費などのように、行政が行う事業別の分類であり、地方団体の行政サービスの水準や行政上の特色などを知るのに役立つ。

※全国的に、民生費の割合が増加し、農林費・土木費の割合が低下する傾向が見られる。

(2)性質別経費について

支出が義務付けられ、任意に削減することの困難な義務的経費(人件費、扶助費及び公債費)、社会資本の整備のための経費としての投資的経費(普通建設事業費)とその他の経費に分類される。

以下は、教育費(10款)のうち、社会教育費(5項)として、生涯学習センター管理費を経費区分した歳入歳出予算書の抄本である。1年間で生涯学習センターを管理するための経費が計上されている。

歳出(10款) 教育費

(5項) 社会教育費

目(事業名)	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
生涯学習センター管理費 (001066)	38,612	37,757	855	0	0	25	38,587	12 委託料	36,275 婦人会補助金 1,000	
								13 使用料及び 賃借料	1,707 生涯学習センター借地料 1,587 印刷機リース料 120	
								17 備品購入費	630 学習センター施設補充備品 300 AED購入 330	

3、令和3年度の裾野市の予算について

特集

令和3年度 当初予算概要 一般会計198億1,400万円

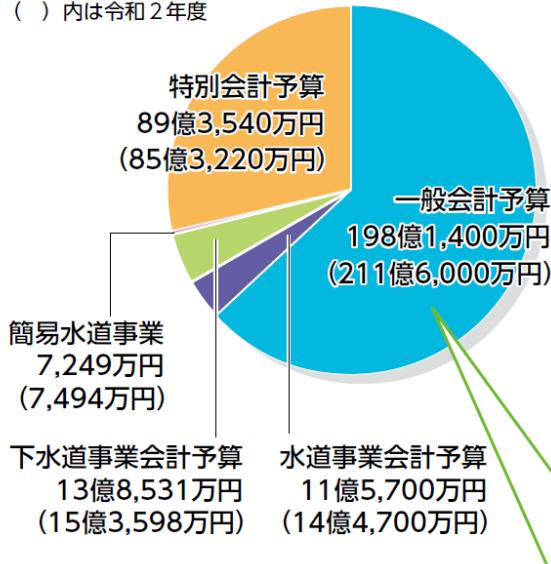
前年度比6.4%減

財政課
995-1801

市議会3月定例会で、当初予算が可決されました。令和3年度は、感染拡大防止、雇用維持・事業継続支援、経済回復を軸としつつ、市の輝かしい未来に向けて、ウーブン・シティと地域の融合、SDCC構想の具現化を進めます。

令和3年度 会計別予算

() 内は令和2年度



予算総額 313億6,420万円

(令和2年度 327億5,012万円)

一般会計 198億1,400万円

(令和2年度 211億6,000万円)

当初予算前年度対比（支出）

水道事業会計	令和3年度予算	令和2年度予算
収 益 的	7億4,700万円	7億3,200万円
資 本 的	4億1,000万円	7億1,500万円

下水道事業会計

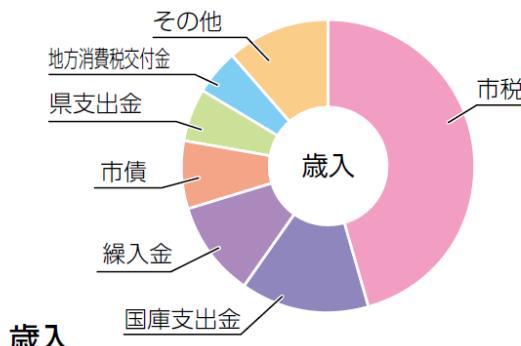
下水道事業会計	令和3年度予算	令和2年度予算
収 益 的	7億4,390万円	7億6,762万円
資 本 的	6億4,142万円	7億6,836万円

簡易水道事業会計

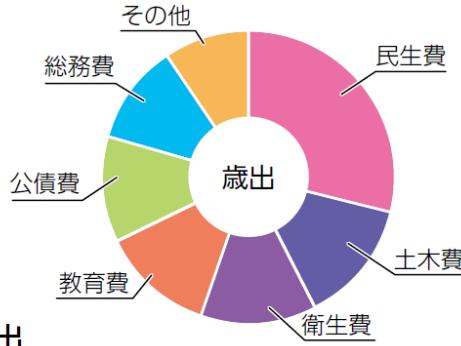
簡易水道事業会計	令和3年度予算	令和2年度予算
収 益 的	5,657万円	6,170万円
資 本 的	1,591万円	1,324万円

一般会計予算

歳入総額 198億1,400万円



歳出総額 198億1,400万円



歳入	額	割合
市 税	90億7,200万円	45.8%
国 庫 支 出 金	27億8,814万円	14.1%
繰 入 金	20億7,025万円	10.5%
市 債	15億 360万円	7.6%
県 支 出 金	11億5,721万円	5.8%
地方消費税交付金	9億7,920万円	4.9%
そ の 他	22億4,360万円	11.3%

歳出	額	割合
民 生 費	57億3,007万円	28.9%
土 木 費	26億9,020万円	13.6%
衛 生 費	25億7,539万円	13.0%
教 育 費	24億4,783万円	12.4%
公 債 費	23億2,475万円	11.6%
総 務 費	22億4,084万円	11.3%
そ の 他	18億 492万円	9.2%

4、令和3年度の予算(198億1,400万円)を年収480万円の家計に例えると

1か月の収入・支出を、 $480\text{万円} \div 12\text{か月} = 40\text{万円}$ で想定。

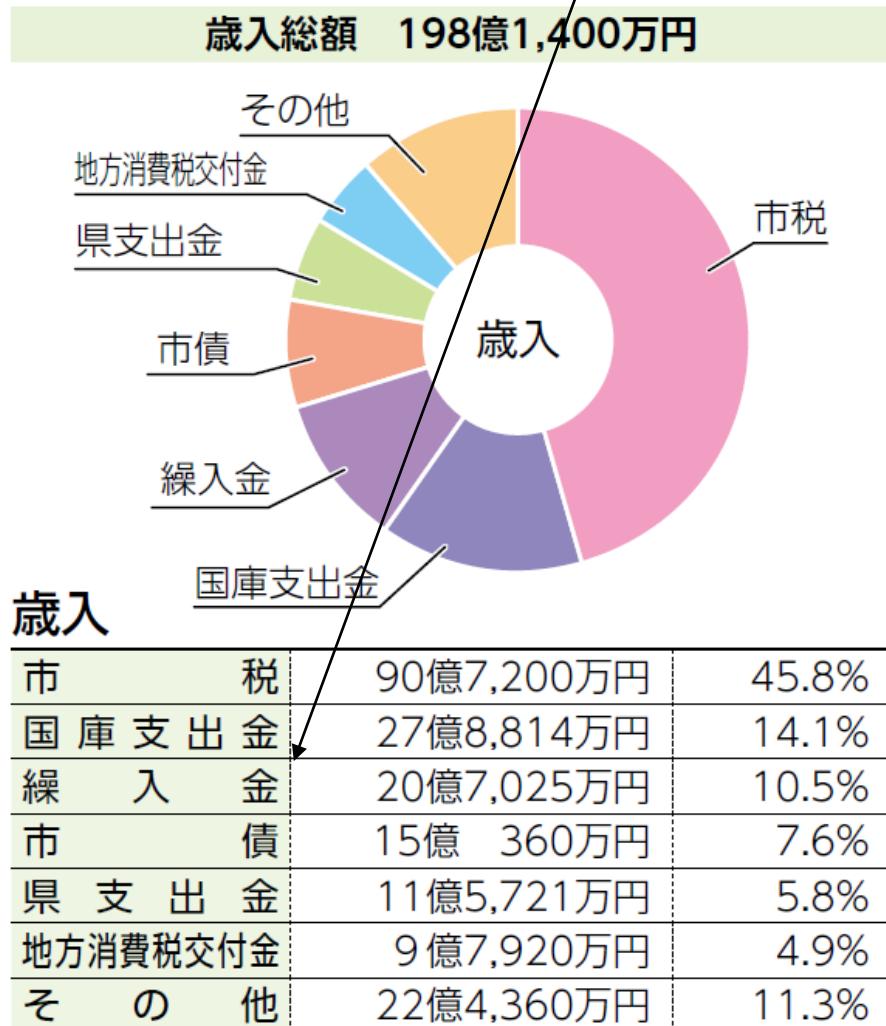
収入	支出
基本給(市税) 183,000 円	食費 (人件費) 75,600 円
諸手当(譲与税・交付 金・国庫支出金など) 134,700 円	医療費 (扶助費) 77,300 円
預金の取崩し (繰入金) 41,800 円	その他の生活費 (物件費など) 124,200 円
親からの仕送り (地方交付税) 7,000 円	家の増改築など (投資的経費) 45,700 円
ローン借入れ (市債) 30,400 円	子どもへの仕送り (他会計への繰出金等) 30,100 円
家賃収入(使用料及 び手数料) 3,100 円	貯蓄 (預金利子等の積立金) 200 円
合 計 400,000 円	合 計 400,000 円
	ローン残高 4,611,400 円
	預金残高 893,463 円

※上記の外、年度末に通常の貯蓄以外に 75,097 円の貯蓄が可能。

預金の取崩しが月 41,800 円、年 501,600 円あり、年度末に貯蓄できる 75,097 円を差し引いたとしても 426,503 円預金を取り崩す予定である。3 年度当初の預金残高は 893,463 円……。

5、裾野市財政の現況

20款繰入金 20億7千万円のうち令和3年度当初予算において、財政調整基金については、17億9,200万円ほど取り崩すことになっている。これに対する令和3年度当初の財政調整基金残高は、約36億8,800万円となっている。



住民サービスを含む歳出が市税などの歳入

を大きく超える状況となっている。

財政非常事態宣言（令和3年2月15日 高村市長）

本市の極めて厳しい財政状況を鑑み、「財政非常事態」を宣言いたします。

今回の宣言に基づき、特に次の視点から事業の見直しを実施してまいります。

- 総人件費の抑制
- 独自事業全般の見直し
- 公共施設の在り方の見直し
- 大型公共事業の一時停止や先送り
- 普通建設事業の総量の抑制
- 各種補助金等の見直し

○財政非常事態宣言の経緯

本市ではこれまで、裾野市総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づき、子育て支援施策をはじめとした福祉施策や教育分野に対する投資、都市基盤整備等の事業を積極的に実施してまいりました。

近年の高齢化などの社会構造の変化による財政負担の増加、企業業績や税制改正等の影響により市税収入が減収となる中でも、行政サービスの維持、向上に努めてきたことから、平成22年度以降、毎年度の予算編成において財源不足が続き、不足する財源を市の貯金である財政調整基金により補填する財政運営が続いております。

その結果、平成21年度には約86億円あった財政調整基金は減少を続け、将来的に枯渇も想定される状況となりました。そのため、令和元年度からの3年間を集中取組期間とし、削減額6.5億円を目標金額とした行財政構造改革を進めてまいりました。

しかしながら、その間、市内企業の生産拠点の移転による閉鎖など、行財政構造改革の計画段階では想定していなかった状況の変化や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による大幅な税収減が見込まれることとなり、令和3年度には財政調整基金は約21億まで減少する見込みとなり、この状況下においてはこれまでの取組みだけでは財政健全化は困難になり、数年後には財政調整基金が枯渇し、市の予算編成において大幅な財源不足となることが予想されます。そのため、厳しい財政状況であることをご理解いただくため、「財政非常事態」を宣言し、さらなる事業見直し等を実施し、財政健全化を図ってまいります。

令和3年度当初予算編成では、事業の休止、経費の節減などを行っておりますが、厳しい財政状況をできるだけ早期に解決するため、財政健全化に向けた組織を立ち上げ、事業の廃止を含めた再編整理など、本市が実施しているすべての事業をもう一度精査してまいります。

○本市の継続的な発展に向けて

行財政構造改革に取り組んでいる最中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受ける事態となってしまいました。新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見えず、経済回復の見通しも立たない一層厳しい状況ですが、未来に向けた歩みを止めるわけにもいきません。大手企業による実証未来都市建設などの明るい話題もある中、今を踏ん張りどころとして「住みたい、住み続けたい」と思っていただけるようなまちづくりを実現するため、職員一丸となって健全な財政運営を取り戻すよう、さらなる行財政構造改革を進めてまいります。市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

財政用語解説

歳入

地方税 地方税法や市税条例の定めによって、市民や市内に事務所を持つ企業(法人)に納付していただくもので、歳入の根幹となります。

地方譲与税 本来地方に帰属するべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、地方団体に対し一定の基準に従って配分されるもので、裾野市に譲与されているものは、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税です。

利子割交付金 金融機関等からの利子の支払を受ける際に課税された税の一部を財源として、県が個人県民税の額に応じて、交付するものです。

配当割交付金 上場株式等の配当に関し、県民税として課税される特定配当等について、一定相当額が市に対して交付されるものです。

株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得課税のうち5%分が県税として徴収され、そのうちの一部が、市の県民税の額に応じて交付されるものです。

地方消費税交付金 地方消費税の一部を財源として、県が人口及び従業員数で按分し、交付するものです。

ゴルフ場利用税交付金 ゴルフ場の利用に対して課される税であり、その収入の一部は、ゴルフ場の所在する市町村に交付されます。

国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金)

日米安保条約に基づき国が提供している米軍基地及び自衛隊の基地に所在する施設が所在する市町村に対して予算の範囲内で交付するものです。

地方特例交付金 平成11年度の恒久的な減税の実施に伴う地方税の減収の一部を補填するために創設された交付金です。

地方交付税 全国の地方公共団体間の財政的な不均衡を調整して、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するもので、地方固有の財源です。国税5税のうち一定割合と地方法人税の全額を総額とし、各地方公共団体の財政力に応じて、地方交付税として再配分されますが、「普通交付税」と「特別交付税」に分かれています。

交通安全対策特別交付金 交通違反の反則金を財源として、県から交通事故件数に応じて市町村に交付されるものです。道路反射鏡、ガードレールなどの交通安全施設の整備の財源となります。

分担金及び負担金 市の事業の受益者から、その受益を限度として徴収するものです。保育園の保育料や障害者施設などの入所料も含まれます。

使用料 運動公園や図書館など、市の施設を利用する方から徴収するもの。

手数料 住民票や戸籍など特定の行政サービスを受ける方から徴収するもの。

国庫支出金 国と市の行う事業の経費の負担区分に基づいて、国が市に対し支出するものです。生活保護や児童手当、児童扶養手当などの経費に対する負担金や、道路の建設費に対する補助金があります。

県支出金 県が市に対して支出するもので、県自らの施策として単独で交付するものと、県が国庫支出金を経費の全部又は一部として交付するもの(間接補助金)があります。

財産収入 市が有する財産の貸付け、売払いなどにより得た現金収入のことです。市有地の売払収入や基金積立金の利子などが該当します。

寄附金 使い道が特定されない一般寄附金と、使途を限定した指定寄附金がある。

繰入金 一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用をすることです。

繰越金 各会計年度において決算上余剰金が生じたときは、翌年度の歳入に編入し財源の一部とするものです。

諸収入 収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入をまとめたものです。延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。

市債 学校や庁舎などを建設する場合のように、長期間に渡って利用することができ、多額の経費が必要なもののが財源に充てるため、地方自治体が、銀行などから調達する長期的な借入金のこと。

一般財源 地方自治体が自由に使えるお金のことです。地方税、地方譲与税、地方交付税などです。一般財源に対し、はじめからお金の使い道が決まっているものを特定財源といいます。地方債や国庫支出金、都道府県支出金がある。

歳出

(性質別歳出)

人件費 市長、議員の報酬、職員の給与や退職金、各種審議会の委員報酬のこと。

扶助費 福祉の法令などに基づいて市民に支給されるもの。主に生活保護費や児童手当など。

公債費 地方債を借りたときに、毎年度元利償還金(元金と利子)として支払う経費のこと。

物件費 賃金、旅費、交際費、消耗品や備品購入費、委託料などのこと。

維持補修費 道路、公共施設などを維持補修するためのもの。

補助費等 市から他の地方公共団体や民間の各種団体に対して、公益上必要な場合に支出される負担金や補助金です。

投資及び出資金 財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式取得などに要する経費です。このほか、財團法人設立の際の出損金や開発公社などへの出資も該当します。

貸付金 地域住民の福祉増進や地域の振興を図るため、市が、直接あるいは間接的に現金の貸付を行うための経費のこと。

繰出金 一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用をすることです。例えば、国民健康保険、介護保険の医療費や給付費などの経費や、下水道処理経費など特別会計の歳出に不足が生じた場合に一般会計から繰り出すことなどをいいます。

普通建設事業費 道路や公園、学校や公民館などの施設の建設費、大規模修繕費といった資産の形成につながる経費をいいます。

災害復旧費 大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設を復旧するためのものです。

(目的別歳出)

議会費 議会の仕事をする人の人件費や、議会運営のための費用です。

総務費 市役所や財産の維持管理、戸籍の管理や税金の徴収などの費用です。

民生費 障害者や高齢者に対する福祉の充実、子育て支援などの費用です。

衛生費 環境保全、疾病予防、健康増進などの費用です。

労働費 失業対策、雇用対策などの費用です。

農林水産業費 農業の振興を図るための費用です。

商工費 商工業の振興や観光などの行政にかかる費用です。

土木費 道路や河川、公園などの社会基盤の整備のための費用です。

消防費 消防などの災害対策や、防災などの安全対策のための費用です。

教育費 学校教育、生涯学習の充実、文化、スポーツ振興などの費用です。

災害復旧費 大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設を復旧するための費用です。

公債費 地方債を借りたときに、毎年度元利償還金(元金と利子)として支払う費用をいいます。

諸支出金 支出の性質により、他の支出科目に含まれない経費をまとめた費用です。

予備費 予算編成のときには予期しなかった予算外の支出に対応するための費用です。